

第3回関市国民健康保険運営協議会議事録

司会 保険年金課長

午後1時30分開会

- ・市民環境部長あいさつ
- ・会長挨拶
- ・議 事

規定により会長が議長となり、議事進行する。

議 長 議題第1号 関市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局説明をお願いします。

事 務 局 議題第1号 関市国民健康保険税条例の一部改正について、説明する。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正する法律等により、未就学児に係る被保険者均等割額について、10分の5を乗じた額を減額する条例改正を行います。また、減額の財源は、一般会計からの繰入金になります。一般会計での財源は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担します。施行は4月1日を予定しています。

また、地方税法施行令の改正される見込みですが、それにより最高税額を99万円から102万円にする条例改正を予定しています。この改正により最高税額に達していない方の税負担が軽減されます。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

ご質問やご意見がないようですので、議題第1号については、終わります。

それでは、議題第2号 答申について、事務局説明をお願いします。

事 務 局 議題第2号 答申について、説明する。

第2回国民健康保険運営協議会の議論を踏まえ作成した答申案を読み上げ、内容を説明する。

議 長	ご質問、ご意見はありませんか。
3 号 委 員	答申の附帯意見で収納率向上とありますが、収納率は現在どのくらいですか。
保険年金課長	96.7%が、令和2年度の収納率です。現年課税分につきましては毎年少しずつ上昇しています。過年分、滞納繰越分につきましては、20数%となっています。滞納繰越分は、県下どこの市町村でも同様の傾向があります。現年課税分の収納率は、県内21市の中で、現年課税分の関市の収納率は7位くらいです。
2 号 委 員	過年分20数%というのは一体どういった数字でしょうか。
保険年金課長	20数%というのは、令和元年度分以前の滞納となっている保険税の収納率となります。
2 号 委 員	それだけ期限が守られてない方がいるということでしょうか。
保険年金課長	そうです。
事 務 局	通常は、保険税は納期限内に納めてもらうわけですが、納期までに納めてもらえなかった場合は、現年課税分でも差押えを行っています。それでも納付済にならなかったものが滞納繰越分になってしまいますので、どうしても収納率は低くなってしまいます。
1 号 委 員	<p>附帯意見で税の公平性を保つとありますが、課税されても納税されないということ無くすことは重要なことだと思います。</p> <p>加入者としては保険税が少しでも上がらない方がいいとは思いますが、関市の国民健康保険事業が継続できなくなるということになっては大変なことになってしまいますので、保険税が上がるのはやむを得ないと思います。</p> <p>ただし、まじめに納める方だけが損をすることがないように、課税された皆さんが大変な中ではありますが、納めていただく、また、納めていただけるよう市も努力していただきたいと思います。</p>
議 長	ほかにかがでしょうか。

1 号 委 員	収納率、収納額はいくらくらいでしょうか。
保険年金課長	<p>手元に新しいデータがないので申し訳ありませんが、平成30年度は、95.92%の収納率で、収納額は17億7,664万円ほどでした。</p> <p>令和2年度はコロナの影響で収入が3割以上減る見込みの方が申請書を提出していただくことで保険税を減免しましたが、令和3年度も継続しています。それぞれの方の生活が厳しいということは承知しています。そうした中での収納であるということは認識しています。</p> <p>通常の収納の対策について説明しますと、納期が過ぎますと一定期間後に督促状を送付し、それでも納付がない場合は延滞金が加算されます。1年以上納付も相談もない場合は保険証が発行できなくなるということもあります。相談があれば期間を短くした保険証を発行することもできます。また、納めていただけない方については、あらかじめ通知をしたうえで差押えも行っています。正当な理由があつて納めることが難しい場合は、納税誓約書の提出により分割して納付していただくこともできます。差押えの件数が県内で多いと指摘されることもありますが、適正に行っています。</p>
1 号 委 員	<p>来年度かなり保険税が増額されることが必要であるということは、委員としてこの会議で理解できますが、一般の方にはどうやって理解を得られるようにしていかれるのでしょうか。</p>
保険年金課長	<p>値上げした令和2年度では、納税通知書を送ったときは、たくさん問い合わせをいただきました。納税通知書に説明を入れていますが、制度や計算が複雑なためわかりにくいかもしれません。お問い合わせがあった場合は、担当から丁寧に説明をしています。</p> <p>できるだけ増税額が少なくなるように検討できればと思います。</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問やご意見がないようですので、採決を行います。議題第2号について、提案通りでご承認いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ご承認いただける方多数と認め、承認議決したことを報告いたします。</p>

それでは、議題第3号 その他について、事務局説明をお願いします。

事務局 議題第3号 その他について、説明する。

関市国民健康保険条例施行規則の一部改正について、財政支援があるという国からの通知がありましたので、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間を令和3年12月31日から令和4年3月31日まで延長するものです。なお、傷病手当金の給付実績は、令和2年度は3件、令和3年度は今日現在で3件です。

3号委員 新型コロナウイルス感染症の感染者への濃厚接触者は対象となりますか。

事務局 症状がある方が対象となりますので、濃厚接触者というだけでは傷病手当金の支給対象とはなりません。

議長 ご質問、ご意見はありませんか。

議長 ご質問やご意見がないようですので、議題第3号については、終わります。

それでは、以上をもって本会議に予定されたすべての議題の審議が終了したことを報告し、議長を退任いたします。ありがとうございました。

午後2時25分閉会